

# 有料職業紹介事業許可申請の提出書類について

## 有料職業紹介事業許可申請書(様式第1号)

## 有料職業紹介事業計画書(様式第2号)

- 申請にかかる職業紹介事業を行う事業所ごとに必要です。

## 届出制手数料届出書(様式第3号)及び手数料表

- 上限制手数料による場合は不要です。

## 業務運営に関する規程

- 申請にかかる職業紹介事業を行う事業所ごとに必要です。

## 定款のコピー

- 事業目的に「職業紹介事業」の記載があること。記載がない場合には定款のコピーに加え、株主総会・役員会等の意思決定機関の目的変更決議の議事録のコピーが必要です。

## 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)……………法務局発行

- 事業目的に「職業紹介事業」と記載のあるものに限る。

## 役員(監査役含む)全員の住民票……………市町村発行

## 役員(監査役含む)全員の履歴書(自筆署名又は記名押印のあるもの)

- 職歴の最終記述に申請法人に在籍している旨記載してください。
- 賞罰については、罰なしの記載のある方に限ります。
- 写真の添付は問いません。

## 個人情報適正管理規程

- 申請にかかる職業紹介事業を行う事業所ごとに必要。(事業所名を記載のこと)

## 職業紹介責任者の住民票……………市町村発行

- 申請事業所に在駐している役員が、職業紹介責任者を兼ねる場合は不要です。

## 職業紹介責任者の履歴書(自筆署名又は記名押印のあるもの)

- 申請事業所に在駐している役員が、職業紹介責任者を兼ねる場合は不要です

## 職業紹介責任者講習会受講証のコピー

- 許可予定日より5年以内に受講したものに限り。

## 建物(事務所)にかかる不動産登記事項証明書(全部事項証明書(建物))……………法務局発行

- 申請人(申請人が法人である場合には当該法人、個人である場合には当該個人)の所有物件ではない場合は、賃貸借(使用貸借)契約書のコピー。
- 建物名称、所在地、階数等の記載があること。
- 使用目的が事業、事務所用となっていること。
- 専用使用できる面積の記載があること。(20㎡以上であること)
- 貸借使用期間が更新事項を含み継続使用が可能であること。

**直近の事業年度にかかる「損益計算書」及び「貸借対照表」並びに「株主資本等変動計算書」のコピー**

- 税務申告に使用したもの。

**直近の事業年度にかかる法人税の納税申告所(確定)のコピー**

- 「別表1」(税務署の受付印のあるもの)及び「別表4」
- 個人にあつては、所得税の納税申告書第1表(税務署の受付印のあるもの)

**直近の事業年度にかかる法人税の納税証明書(その2 所得金額用)……………税務署発行**

- 個人にあつては、所得税の納税証明書(その2 所得金額用)

**申請手数料**

- 政府収入印紙:5万円+1万8千円×(職業紹介事業を行う事業所の数-1)
- 収入印紙は糊付け貼付しないこと。

**登録免許税9万円(納付書)領収書**

- 日本銀行、日本銀行歳入代理店、高松税務署で納付し、申請書には糊付けせずに提出してください。

**この他にも確認のため追加資料を求める場合があります。**

**提出部数について**

原本1部(厚生労働省進達用)、写し2部(香川労働局用と申請者用)を提出してください。

職業紹介事業の許可は2ヶ月程度要します。申請は余裕をもってお願いします。

申請・届出に当たつての不明な点は、下記までお問い合わせください。

無料職業紹介事業の許可・届出に関する提出書類については別途お問い合わせください。

香川労働局職業安定課  
需給調整事業担当  
TEL:087-811-8922  
FAX:087-811-8934